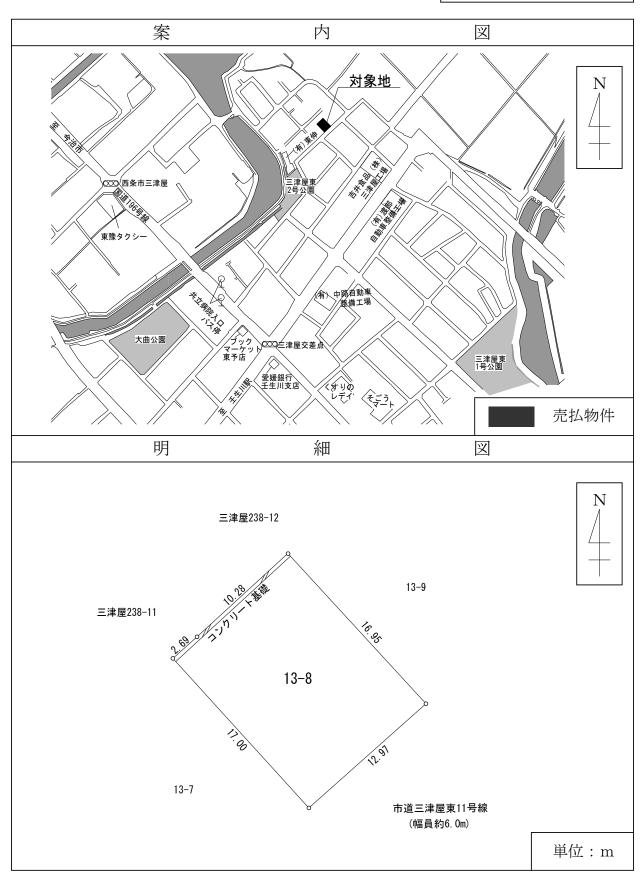
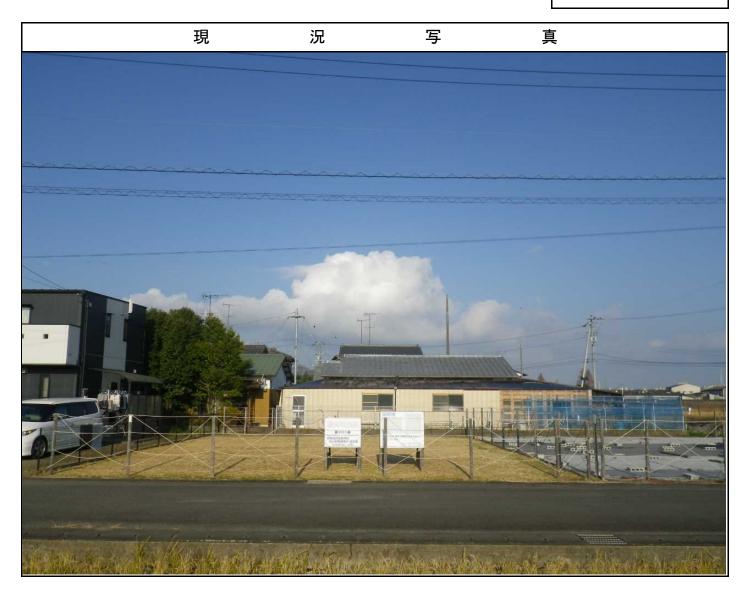
物件番号 1307

所	在 地	愛媛県国	四条市	<b></b> 方三津屋耳	1 3	番8						
住居表示		÷ ———										
現況地目		宅地		220. 27 m²						工作物	_	
及び面積等			_						7	立木竹	_	
ヹ゚ 言	ョ 癬 地		13番8									
登記簿地目記載事項												
	数数	量  220 r 南東側	220 m <sup>2</sup> 東側						(法第42条第1項第1号道路)			
	面道路 状 況	113216104	122 800 275									
		都市計画	都市計画区域内(非線引)									
法令に基づく制	建築基準法	用途地域 第一種住居地域										
		地域・地区     指定なし       建 蔽 率     60%										
		容積率	容積率 200%									
	法法	高度制限	高度制限 指定なし									
		防火指定	防火指定 指定なし									
限	その		農地法第3条又は第5条 都市再生特別措置法第108条 津波防災地域づくりに関する法律第53条									
私道	の負担	筝 私道負担	私道負担 無 負担の内容									
に関	する事」	頁 道路後退										
供糸	分処 理	供給処理施設							施 設 整 備 の 特別負担の有無			
			2 7 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3						_			
			公営水道 接面道路配管 有 下記参考事項欄のとおり 公共下水道 接面道路配管 有 下記参考事項欄のとおり						無 有			
ルビロス	<b>沙城女</b>		* *							未定		
交ì	<b>通機関</b>	鉄道等										
			2 2 3 3 3 3 <u>3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3</u>							<b></b>		
公共施設				東予総合支列			小学校		東予見	東中学校		
◎本物件は、現状有姿による売払いです。 ◎売有答案をなっては農地は第2条及は第5条の表面が以西です。 (問い入れたり、再条本農業等										典娄禾		
◎所有権移転にあたっては農地法第3条又は第5条の許可が必要です。(問い合わせ先:西条市農業委員会)										反未安		
○本地は都市機能誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等を行う場合は、都措置法第108条の届出が必要です。(問い合わせ先:西条市都市計画整備課) ○本地は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域でいます。(問い合わせ先:愛媛県土木部技術企画室企画調整グループ)								都市再	生特別			
								ナ <del>は</del> : ) ァ +t	4年 ナカ			
								人舌音成区	△	またされ		
	◎公営	水道は、南東側接面道路に配管があり、接続が可能です。接続に関しては加入金及び設計審査									計審査	
参			工事検査手数料が必要です。(問い合わせ先:西条市東予総合支所建設管理課)  「水道は、南東側接西道路に配管があり、接続が可能です。接続に関しては、悪さ老負担会が									
考	②公共「小道は、用果側接面道路に配信があり、接続が可能です。接続に関しては、交通有具								担金か			
与	◎敷地東側隣接地(13番9)との境界について、もともと一体地で分筆した土地であるため、地								竞界確認			
事  書等は取り交わしておりません。【「資料の閲覧及び特約条項」を参照								を影のほか	、松山財	務事務	所管財	
項	課備付の参考資料を必ず閲覧のうえ購入してください。】  ◎敷地北西側にコンクリート基礎があります。											
						ェッ。 建築基準法」を	指していま	きす。				
				_								

物件番号 1307



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。





物件番号 1307

